国会事項

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第四号

国立国会図書館の保有する個人情報の保護に関する規則を次のように定める。

平成二十九年七月二十一日　国立国会図書館長　羽入佐和子

国立国会図書館の保有する個人情報の保護に関する規則

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　個人情報の取扱い（第三条―第九条）
第三章　個人情報ファイル（第十条）
第四章　開示、訂正及び利用停止（第十一条―第二十七条）
第五章　特定個人情報に関する特例（第二十八条）
第六章　雑則（第二十九条―第三十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この規則は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の趣旨を踏まえ、国立国会図書館（以下「館」という。）が保有する個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めることにより、館の業務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条　この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二　個人識別符号が含まれるもの

2　この規則において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、国立国会図書館長（以下「館長」という。）が別に定めるものをいう。

一　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

二　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3　この規則において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして館長が別に定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4　この規則において「保有個人情報」とは、館の職員が事務の遂行上作成し、又は取得した個人情報であって、館の職員が組織的に利用するものとして、館が保有しているものをいう。ただし、国立国会図書館事務文書開示規則（平成二十三年国立国会図書館規則第四号）第二条に規定する事務文書（同条第三号に掲げるものを含む。）に記録されているものに限る。

5　この規則において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一　一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二　前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6　この規則において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第二章　個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第三条　館は、個人情報を保有するに当たっては、所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定するものとする。

2　館は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しないものとする。

3　館は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

（利用目的の明示）

第四条　館は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、行政機関個人情報保護法第四条各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

（正確性の確保）

第五条　館長は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めるものとする。

（安全確保の措置）

第六条　館長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2　館長は、館からの個人情報の取扱いの委託を受けた者に対し、当該委託に係る業務について、前項の措置を講じさせるものとする。

（職員等の義務等）

第七条　個人情報の取扱いに従事する館の職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2　館長は、個人情報の取扱いに従事する館の職員であった者並びに前条第二項の委託に係る業務に従事している者及び従事していた者がその業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

（利用及び提供の制限）

第八条　館長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供しないものとする。

2　前項の規定にかかわらず、館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一　本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

二　館が所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。